

トラッククレーンで荷を地切りし、チェーンで玉掛けしようとして荷の下に入った作業者が落下した荷の下敷きとなる



発生状況

この災害は、コンクリートパネル（以下「コンパネ」という）をトラッククレーンに積み込む作業において発生したものである。

災害発生当日、道路改修工事の現場において、被災者他1名は、径3mmの番線で2箇所、固縛してあった使用済みのコンパネ(大きさ0.9m×1.8m、41枚、重量約820kg)にトラッククレーンを横付けし、積み込む作業を開始した。この時、コンパネの反対側の側面には、角材と鋼管の束がコンパネに接して山積みされていたため、玉掛け作業の邪魔になり、コンパネの下に吊りチェーンを通せなかった。

被災者は、コンパネの2箇所を固縛してあった番線に、それぞれ吊りチェーンの両端のフックを掛け、これをトラッククレーンのフックに掛け、荷を一旦、50cm程吊り上げた。その後、コンパネの中央に玉掛けするため、別の吊りチェーンをコンパネの中央に掛け渡して荷の両側に垂らし、被災者がトラッククレーン側からコンパネの反対側側面に垂れ下がった吊りチェーンの先端を引き出すため、吊り上げたコンパネの下に首あたりまで潜り込んだ。

このとき、吊りチェーンを掛けしていた番線が荷重に耐えず切断し、被災者の頭部に重さ約820kgのコンパネが落下した。直ちに、被災者を救出したが、脳挫傷のため病院で死亡した。

原因

この災害の原因としては次のようなことが考えられる。

- 1 小型移動式クレーンの玉掛けの業務において安全管理がなされていなかったこと。
 - (1)資格を有しない労働者を業務に就かせたこと。
 - (2)地切りを行う際に、荷を結束している強度が不十分な番線につりチェーンのフックを掛けて、荷を吊り上げる等の不安全な玉掛け作業が行われたこと。
 - (3)地切りした吊荷に玉掛けを行う際に、吊荷の奥側に垂らした吊りチェーンを吊荷の手前側から引き出すために吊荷の下に入ったこと。
- 2 吊り上げ荷重が1 t 以上の小型移動式クレーンの運転の業務を無資格者に行わせたこと。

- 3 移動式クレーンを用いて作業を行う際に、作業の方法を定めていなかったこと
- 4 一の荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業について、作業手順および作業方法を定めていなかったこと。
- 5 労働者に対する安全衛生教育が徹底されていなかったため、吊荷の下に入る等の不安全行動を行ったこと。

対 策

同種災害の防止のためには次のような対策の徹底が必要である。

- 1 吊り上げ荷重が1 t 以上の小型移動式クレーンの玉掛けの業務および小型移動式クレーンの運転業務には資格を有する労働者を就かせること。
- 2 荷を吊り上げる際には、十分な強度を有する箇所または吊り具に玉掛けすること。
- 3 地切りをした荷に玉掛けをする際には、荷の下に労働者を立入らない作業方法により行うこと。また、安全作業に適した玉掛け用具の選定と使用の徹底を行うこと。
- 4 移動式クレーンでの作業および一の荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業を行う際には、作業手順および作業方法を定め、作業開始前に関係労働者に周知徹底を図ること。
- 5 あらかじめ移動することの明らかな仮設資材等を仮置きするときには、移動する資材と付近に仮置きした資材にある程度の間隔をとり、容易に玉掛けができるようにしておくこと。
- 6 作業者に対して安全衛生教育を徹底して行い、現場内の不安全行動を排除すること。

業種		道路建設工事業
事業場規模		5～15人
機械設備・有害物質の種類(起因物)		移動式クレーン
災害の種類(事故の型)		飛来、落下
建設業のみ	工事の種類	道路建設工事
	災害の種類	用具、荷、取り付け前の部材等が飛来・落下
被害者数		死亡者数：1人 休業者数：0人 不休者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)		構成材料の欠陥
発生要因(人)		危険感覚
発生要因(管理)		欠陥のある機械、装置、工具、用具等を用いる

NO.100618